

受託業者を特定するための評価基準

業務名：平群町新庁舎建設基本計画等策定業務

評価項目	評価の着目点		技術点			
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※2)	小計	合計
配置予定技術者(企業)の経験及び能力※5	資格要件	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士(総合技術部門(建設)「都市および地方計画」) ①技術士(建設部門「都市計画及び地方計画」) ②RCCM「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	①3 ②2 ③0	①1.5 ②1 ③0	4.5	23
		技術者資格を次のとおり評価する。 なお、担当技術者を複数設ける場合は、そのうちいずれか1人の資格のみ評価の対象とする。 ①一級建築士 ②二級建築士・木造建築士等①以外	①3 ②0	①1.5 ②0	4.5	
	専門技術力	平成26年(2014年)4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。 同種業務A：国、地方公共団体が計画する建築物の敷地の設定、配置計画(敷地の設定を含む)、基本構想または基本計画(ボリュームスタディを含む) (※1) 同種業務B：周辺を含めたまちづくりの一つとして国または地方公共団体が管理する建築物の基本構想または基本計画 (※1) (※5) ①同種業務Aかつ同種業務Bの実績がある(※4) ②同種業務A又は同種業務Bの実績がある ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	5	
	情報収集力	地域精通度 平成26年(2014年)4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部、本町を含む県下市町村の建築物又はまちづくりに関連する業務実績の有無について、次のとおり評価する。(照査技術者として従事したものは評価はしない。) ①奈良県内における業務実績あり ②上記①以外	①2 ②0	①2 ②0	4	
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力① 国土交通省(地方整備局を含む。)発注の平成26年(2014年)4月1日以降、令和5年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰(建設コンサルタント等)の経験について、次のとおり評価する。 ①大臣表彰の実績あり ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①2 ①2 ②1 ③0	①2 ①2 ②1 ③0	3	
	専門技術力	業務執行技術力② 奈良県又は県下市町村発注の平成26年(2014年)4月1日以降、令和5年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰(建設コンサルタント等)の経験について、次のとおり評価する。 ①部局長表彰の実績あり ②課長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ②県下市町村長表彰の実績あり ③上記①②以外	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	2	
手持ち※3業務量	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。 ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	5	5

- ※1 国または地方公共団体が発注した業務に限る。
- ※2 担当技術者を複数設ける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。ただし「技術者資格②」の評価値についてはこの限りではない。
- ※3 「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加算しない。
- ※4 契約が異なる複数の業務での実績も可とする。
- ※5 単に建築物の基本構想または基本計画策定ではなく、周辺のまちづくりの一つの要素として公共団体と議論し積み上げて行った業務を対象とする。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
実施方針・工程表に関する技術提案	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	12
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		4	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		4	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1「敷地選定にかかる考慮すべき要素」	①庁舎建設において次の段階の設計に進むためには、必ず敷地を決めなければならない。一般的に建築物の敷地を決める場合に考慮すべき要素とその考え方について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	1.5	6.0
		②庁舎建設にあたり敷地として想定しているエリアに具体的に敷地を決定していくが、①で掲げた要素を当該エリアにあてはめた場合に、特に重視すべきポイントを3点あげる。具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		1.5	
	評価テーマ2「庁舎建設にあたり周辺との関係性について」	①庁舎建設にあたり敷地と想定しているエリアに「平群町総合文化センター」があり、この施設との関係性をどのように考えるかについて、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		1.5	
		②庁舎建設にあたり敷地と想定しているエリアは、土地区画整理事業完了地であるとともに近鉄生駒線平群町駅に近接している。このような場所性、立地性とともなう庁舎という建築物の用途を考えるにあたり、周辺に対する影響等考えるべき点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		1.5	

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			—	
合計					100

※※の評価点は、審査員による5段階評価(100%、75%、50%、25%、0%)を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。